

日医工MPI行政情報

<https://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

2019年度診療報酬改定 疑義解釈まとめ（医科）

作成：日医工株式会社学術部

（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345 寺坂裕美

監修：日医工株式会社社長室 MPIグループ

（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828 長岡俊広

資料No.20190904-1021(1)

2019年10月改定について8月19日付で厚労省疑義解釈（その1）が発出されました。原本でのご確認もお願いいたします。

医科診療報酬点数表関係

[疑義解釈（厚労省①2019年8月19日）]

問1 消費税率の引上げに伴い、既に入院している患者に対しての差額室料やおむつ代の同意書の取扱いについて、「疑義解釈資料の送付について（その2）」（平成26年4月4日付け事務連絡）別添1の問54と同様か。

（答） そのとおり。徴収額に変更がある場合は、改めて同意書を取り直す必要がある。なお、選定療養に係る届出等、各厚生局に届け出ている額について、変更がある場合は、改めて届出を行う必要がある（同事務連絡の別添1の問55参照。）。

（参考）[疑義解釈（厚労省②2014年4月4日）]【消費税】

（問54） 消費税率の引き上げに伴い、すでに入院している患者に対して、差額室料やおむつ代の同意書は、あらためて取り直す必要があるか。

（答） 徴収額に変更がある場合は、改めて同意書を取り直す必要がある。

（問55） 徴収する額がすべて変わることになるが、選定療養費分など各厚生局に届け出ている額については、改めて各厚生局への届出が必要となるか。

（答） 各厚生局に届け出ている額について変更がある場合は、改めて届出を行う必要がある。